

重兵衛スポーツフィールド中台（中台運動公園）等
施設管理業務水準書

重兵衛スポーツフィールド中台（中台運動公園）

なごみの米屋ぴーちゃんフィールド大谷津（大谷津運動公園）

成田市久住体育館

成田市久住テニスコート

成田市印東体育館

令和7年8月

成田市シティプロモーション部スポーツ振興課

目次

| | | |
|----|------------------------|----|
| 第1 | 総則 | 2 |
| 1. | 趣旨・目的 | 2 |
| 2. | 管理を行う施設（以下「運動公園等」という。） | 2 |
| 3. | 法令等の遵守 | 2 |
| 第2 | 業務の範囲 | 3 |
| 1. | 基本的管理業務に関する業務水準 | 3 |
| 2. | 維持管理に関する業務水準 | 5 |
| 3. | 運営管理に関する業務水準 | 7 |
| 4. | 事業に関する業務水準 | 9 |
| 第3 | その他 | 10 |
| 1. | 留意事項 | 10 |
| 2. | 共通事項 | 13 |

第1 総則

1. 趣旨・目的

本水準書は、成田市都市公園条例及び同施行規則、成田市運動公園等施設管理運営規則、成田市久住体育館の設置及び管理に関する条例及び同施行規則、成田市久住テニスコートの設置及び管理に関する条例及び同施行規則、成田市印東体育館の設置及び管理に関する条例及び同施行規則に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の内容について定めることを目的とします。また、募集要項と一体のものであり、指定管理者が管理運営業務を実施するに於ける本市が要求する水準を示すものです。

指定管理者は本水準書や募集要項等において示された諸条件を遵守するとともに、成田市総合計画「NARITA みらいプラン」や成田市スポーツ振興マスタープラン等の各種計画等も踏まえ、事業計画書等を作成してください。

2. 管理を行う施設（以下「運動公園等」という。）

- (ア) 重兵衛スポーツフィールド中台（中台運動公園）
- (イ) なごみの米屋ぴーちゃんフィールド大谷津（大谷津運動公園）
- (ウ) 成田市久住体育館
- (エ) 成田市久住テニスコート
- (オ) 成田市印東体育館

3. 法令等の遵守

運動公園等の管理運営にあたっては、次の各号に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- ①都市公園法
- ②地方自治法（第244条、第244条の2）
- ③成田市都市公園条例、同施行規則
- ④成田市運動公園等施設管理運営規則
- ⑤成田市久住体育館の設置及び管理に関する条例及び同施行規則
- ⑥成田市久住テニスコートの設置及び管理に関する条例及び同施行規則
- ⑦成田市印東体育館の設置及び管理に関する条例及び同施行規則
- ⑧成田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び同施行規則
- ⑨成田市行政手續条例

指定管理者が施設の利用者に対して行う許可その他の処分には、成田市行政手續条例が適用されるので留意してください。

⑩成田市情報公開条例及び成田市情報公開条例施行規則

指定管理者が施設の管理運営を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途指定管理者において情報公開規程を定めるなどにより、適正な情報公開を行ってください。

⑪個人情報の保護に関する法律

指定管理者が施設の管理運営を通じて取得した個人情報の取り扱いに関しては、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理を行うほか、個人情報を保護するために必要な措置を講じてください（具体的には別途協定で定めます）。なお、個人情報の開示については、別途指定管理者において規程を定めるなどにより適正な取り扱いに努めてください。

⑫行政不服審査法、行政事件訴訟法

指定管理者が利用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく不服申立、行政事件訴訟法に基づく取消処分を行うことができる処分であること等を処分の相手に教示する義務があります。

⑬その他管理運営に適用される法令

指定管理期間中、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を適用します。なお、関係法令の改正に伴い指定管理業務に要する経費が増減する場合には、指定管理料について市と指定管理者で協議することとします。

第2 業務の範囲

1. 基本的管理業務に関する業務水準

(1) 基本的管理業務の考え方

本施設の設置目的や指定管理者制度の趣旨等を踏まえ、管理運営に係る基本方針や達成目標、行動計画を設定してください。また、業務の履行が適切に行われているか自己検証することや、人事管理を適切に行った上で必要に応じて研修等を実施することにより、サービス改善を積極的に行ってください。

(2) 基本的管理業務の水準

(ア) 管理運営の基本方針の策定

指定管理者は、本施設の管理運営業務が安全かつ適正に管理運営されているかなど、改善を意識した事業運営を展開するための基本方針を策定してください。

(イ) 行動計画の策定

自ら設定した管理運営方針に基づき、市の方針等を尊重しながら、安全及び衛生管理、環境への配慮、災害等緊急時の対応等の行動計画を策定してください。

(ウ) 管理体制の構築

指定管理者は、効果的・効率的な管理運営を実施するため、以下の点に留意し、管理体制を構築してください。また、人員配置計画について提案してください。

- ・運動公園等を統括する常勤の責任者を配置すること。
- ・防火管理者を選任すること。また、施設管理に必要な資格者を配置すること。
- ・労働基準法等を遵守し、利用受付・施設管理等に従事するために必要な人員を確保し、配置すること。
- ・利用者の要望・苦情は市と協議し、迅速に対処すること。

(エ) スタッフの育成と管理

運動公園等におけるサービスの専門性・技術力等を向上させるため、研修・講習等、業務の遂行に必要なプログラムをスタッフに提供することにより、管理レベルを高い水準に保つよう努めてください。また、従業員の休暇等を考慮し、運営に支障のない十分なスタッフ数の確保とサービスの質を保ってください。なお、福利厚生にも十分配慮し、労働意欲の増進に向けた取り組みにも留意してください。

(オ) 経理事務

- ・物品管理、役務の対価の支払い等、施設の管理運営に関する経費の支払いについては、適正に処理してください。
- ・運動公園等の指定管理に関する経費は個別の会計にするとともに、経理規程を策定し、帳簿及び会計証拠書類を備え、適正な経理事務を行い、帳簿及び会計証拠書類は、最低 5 年間は保管してください。市は施設・物品・各種帳簿等の現地調査を行う場合があります。

2. 維持管理に関する業務水準

(1) 維持管理に関する基本的な考え方

運動公園等の維持管理を遂行するに当たり、法令等を遵守するとともに、各種計画や調査結果等を習熟し、合わせて次の事項を遵守してください。

(ア) 設置の趣旨に即した管理を行い、その実現に向け最大限努力してください。

(イ) 豊かなスポーツライフの場や憩いの場としての運営を行ってください。

(ウ) 常に利用者の立場に立った管理を行い、利用者の意見や要望を反映させてください。

(エ) 効率的な施設管理を行うとともに、環境に配慮した施設の保全に努め、管理経費の縮減に努めてください。

(2) 運動公園等の維持管理に関する水準

(ア) 維持管理の体制

維持管理の業務の窓口として常時連絡可能な体制をとってください。また、維持管理業務は市職員と連携して円滑に遂行してください。また、重兵衛スポーツフィールド中台やなごみの米屋ぴーちゃんフィールド大谷津の公園施設についても、指定管理業務に含みます。従いまして、公園の園路、外灯、四阿、ベンチ、トイレなどについても適切に維持管理を行ってください。

(イ) 計画書・報告書の作成

毎年度の維持管理業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程等の必要な事項を記載した業務計画書を提出してください。また、維持管理業務にかかる報告書を作成し、定期的に市に報告してください。

(ウ) 消耗品等の購入

施設管理用消耗品や管理用・整備用車両、刈払機等で使用するガソリンを購入してください。

施設を適切に管理する上で必要となる黒土や山砂、肥料等についても必要に応じて、指定管理者において購入してください。

(エ) 清掃業務

利用者に安全で、衛生的、快適に運動公園等を利用してもらうために、施設内外及び公園施設全域の日常清掃に加え、専門業者等による定期清掃、臨時清掃を行ってください。また、可燃ごみ、その他産業廃棄物の処分に当たっては、法令等を遵守し、リサイクル・ごみの減量等に配慮して行ってください。なお、文書等の廃棄物処理については外部への情報流出防止に配慮してください。

モップは指定管理者が調達してください。現在の本数は次のとおりです。重兵衛スポーツフィールド中台体育館（4本）、なごみの米屋ぴーちゃんフィールド大谷津野球場（11本）、久住体育館（5本）、印東体育館（7本）。

(オ) 保守管理業務

運動公園等の機能が維持できるよう、建築物の保守・点検・修理を行ってください。また、敷地内の芝生や植栽等の美観を維持するため、高木、中低木、芝及び雑草等の剪定、刈込み等を行ってください。なお、施設の隣地はもとより、施設内においても通行の妨げにならないように植栽を管理してください。

照明や空調設備等については、気候の変化、利用者の快適性、省エネルギー性を考慮し、適正な方法によって効率の良い運転を行ってください。

防火管理者の選任、消防計画の作成をはじめ、必要な消防上の措置を講じてください。また、消火器の交換時期を正確に把握し、適切な時期に交換が行えるよう市と情報共有を行ってください。

運動公園等を常に正常な状態で維持できるよう、各施設、設備等については法定点検、定期点検、日常点検を行ってください。なお、点検に際しては、下記の点に留意してください。

- ・「(参考) 維持管理業務一覧」を参照し、必要な点検等を実施してください。
- ・保守点検に際しては、必要な資格保有者が実施してください。
- ・法定点検の査察に関する準備と必要な対応を行ってください。
- ・各種点検により修繕や電球交換等の部品の交換が必要となった場合には市との協議を含め速やかに対応してください。

(カ) 修繕業務

施設の劣化を防止し、施設の機能及び性能を維持するため、計画的な修繕及び発生した不具合の修繕を行ってください。また 130 万円未満の修繕は指定管理者が実施することとし、それ以外の修繕は市と協議してください。

(キ) 危機管理業務

自然災害、人為災害、事故及び自ら原因者、発生源になった場合等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に備え、危機管理体制を築くとともに、従業員の安全意識の確立と対応マニュアルを作成してください。

(ク) 一部業務委託

運転管理や保守管理に必要な知識や技術を有しない業務や、早朝・夜間の施設受付業務等については、市と協議し、事前の承認を得て、一部を専門業者に委託することができます。

3. 運営管理に関する業務水準

(1) 運営管理に関する基本的な考え方

運動公園等を効果的・効率的に運営するため、また施設の利用促進を図るための計画を立案し提案してください。

(2) 運営管理に関する水準

(ア) 運営業務

- ・施設の設置目的に沿った運営を行い、平等利用の確保に努めてください。なお、正当な理由がない限り、施設の利用を拒んではなりません。
- ・利用者本位の運営を行い、丁寧な対応を心掛け、常にサービスの向上に努めてください。
- ・市民が企画・運営する催しに対し、指定管理者のノウハウを提供し、補助をすることで市内団体の育成に努めてください。
- ・施設の使用承認や抽選受付、利用料金の徴収、減額、免除の決定を行ってください。
- ・業務上知り得た情報については他に漏洩することがないように適正に管理し、鍵付きのキャビネットやウイルス対策等が施されたシステムで管理してください。

- ・施設の予約業務で使用するシステム、パソコン、プリンターは市で調達し、指定管理者へ貸与します。日常的な業務で使用するパソコン等は指定管理者で調達してください。
- ・市では、芝生・植栽管理用備品、施設管理用車両、スポーツトラクター等の施設整備用車両の調達を新規に行う予定はございませんので、必要に応じて、指定管理者において調達してください。
- ・重兵衛スポーツフィールド中台プール、なごみの米屋ぴーちゃんフィールド大谷津プールに利用者用の券売機を調達してください。
- ・重兵衛スポーツフィールド中台体育館にサニタイザー及びエアフレッシュナー、印東体育館にサニタイザーを調達してください。

(イ) 利用促進業務

ホームページやパンフレットを作成し、施設のPR及び事業の周知等の誘客宣伝活動を行うとともに、施設の利用者や利用料金の増加に向けた利用促進策についても提案してください。

①ホームページ

本施設の認知度向上、集客、利用者の利便性向上を目的に本施設に係るホームページを作成してください。また、年間を通じてホームページの保守管理も行ってください。

②パンフレット

施設概要や利用料金、アクセス等を掲載したパンフレットを作成してください。なお、各施設単位ではなく、運動公園等でまとめたものも可とします。

③その他

- ・指定管理者は市長の承認を得て開場時間（開館時間）や休場日（休館日）を変更することができます。開場時間（開館時間）や休場日（休館日）の変更を検討する場合には、事業計画書で提案してください。

なお、現在、夏場の熱中症予防対策として、市内スポーツ施設の早朝利用枠の拡大を検討しています。今後、早朝利用を可能とする対象施設や対象期間、利用可能時間等が決まりましたら、協力をお願いします。

- ・施設の利用料金は、条例で定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものです。運動公園等の利用料金について、事業計画書で提案してください。

- ・利用料金の徴収方法として、キャッシュレス決済の導入について積極的に事業計画書で提案してください。

(ウ) 受付運營業務

来館者が滞りなく施設を利用することができるよう案内するとともに、施設利用者の予約受付などの受付業務を行うこと。また、事業主催者に対し、機材使用について丁寧な説明・助言を行ってください。

(エ) 警備業務

利用者が安全・安心に利用できる施設を提供するため、不審者、不審物への対応、無人時の防犯、防火対策を含めた対応マニュアルを作成してください。また、適宜、施設を巡回するとともに、必要に応じて防犯カメラを設置するなど、適切に施設を管理してください。

(オ) 金銭管理業務

- ・利用料金等の回収は適切に処理し、日計や統計を作成し整理してください。
- ・支払い事務は滞りなく処理してください。

(カ) その他

- ・電話、インターネット、光熱水費の費用は指定管理料に含まれます。
- ・南京錠等、鍵で管理している施設については、開場時間や閉場時間又は利用者の利用時間に合わせた鍵の開閉を実施してください。

4. 事業に関する業務水準

(1) スポーツ振興事業

(ア) スポーツ振興事業に関する基本的な考え方

指定管理者には、運動公園等の設置目的と地域特性を理解した上で、市民ニーズを把握し、施設の賑わいの創出と誰もが親しみをもち楽しむことができるスポーツ振興事業を、次の4つの基本方針に基づき立案・実施することを求めます。なお、スポーツ振興事業を実施するために要する経費は、指定管理料のほか、参加料等の事業収入及び事業実施に係る協賛金等の収入を充てることとします。

- ①各年代の利用者数の拡大を図ること。
- ②特定のスポーツに限らず、マイナースポーツを含めて普及・啓発を図ること。

- ③スポーツ活動への市民の参加・連携を促進すること。
- ④上記①～③を踏まえ、市民の健康づくり、体力づくりに貢献し、各種スポーツに対する参加意欲を高めること。

(イ) スポーツ振興事業の水準

①観戦型事業

一流スポーツ選手やスポーツクラブ、団体等を招致し、市民がスポーツに興味・関心をもつことができ、参加のきっかけとなるような事業を実施してください。

②参加体験型事業

市民ニーズを踏まえた市民主体の参加体験型のスポーツイベントやスポーツ大会等を実施してください。

(2) 自主事業

指定管理者は、指定管理業務を妨げない範囲において、自己の費用と責任において自主事業を実施することができます。なお、その事業が施設設置の目的外のものである場合には、地方自治法第238条の4第7項の規定により、行政財産の目的外使用許可を得る必要があります。

- ・物販事業
- ・広告掲載事業
- ・自動販売機の設置
(設置する場合は災害支援型自動販売機を検討すること)
- ・イベント等の開催
- ・その他

第3 その他

1. 留意事項

(1) 業務の再委託の禁止

指定管理者は清掃や設備の保守点検等、業務の一部について、市と協議のうえ第三者に委託することができますが、運動公園等の管理運営業務の全てを一括して第三者に委託することはできません。

(2) 情報の公開

市民が利用する公共施設の管理であることを認識し、その管理運営についての透明性を高めるように努めてください。

(3) 指定管理者に対する監督

(ア) 市は、指定管理者が管理する運動公園等の適正な運営を期するため、指定管理者に対して、当該業務内容または経理状況に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示をすることができます。

(イ) 市は、指定管理者が指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることができます。

(ウ) 市の要求があるとき、または監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う運動公園等の管理運営業務にかかる出納関連の事務及びスポーツ振興事業等にかかる出納関連の事務について監査を行うことができます。

(4) 文書の管理・保存

指定管理者としての業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、成田市公文書管理規程等に基づいて、別途指定管理者において規程を定め、適正に管理・保存してください。なお、指定管理期間終了時には、成田市の指示に従って引き渡してください。

(5) 賠償責任について

運動公園等の管理運営を行うに当たり、指定管理者の行為が原因で利用者に損害を与えた場合でも、国家賠償法第1条又は同法第2条の規定により市が被害者に賠償することがあります。これらの規定に基づき、市が被害者に賠償した場合は、過失割合に応じ市は指定管理者に求償することができます。

(6) 保険の加入

本市が加入している「全国市長会市民総合賠償保障保険」は、指定管理者も被保険者としてみなしています。本水準書に定める指定管理業務の実施にあたって指定管理者に法律上の賠償責任が発生した場合には、本保険の対象となります。したがって指定管理者は、市の保険ではカバーできない部分（賠償金額や自主事業分等）について保険に加入してください。

また、指定管理者において管理用車両（自転車含む）、整備用車両を調達する場合には、任意保険に加入してください。

【参考】市が加入する保険について

○「全国市長会市民総合賠償補償保険」

本保険は、「賠償責任保険」と「補償保険」の2種類により構成されており、補償の範囲は下記のとおりです。

①賠償責任保険

| | | | |
|---------------|----------|--------|---------|
| 支払 限度 額 | 身体 賠償 | 1名につき | 3,000万円 |
| | | 1事故につき | 3億円 |
| | 財物 賠償 | 1事故につき | 1,000万円 |

②補償保険

| | | | |
|----------------------------|----------|----------|---------|
| ○死亡保険金 1口：死亡100万円 | | | |
| ○後遺障害保険金 死亡保険金の4%から100% | | | |
| ○入院補償保険金 | | ○通院補償保険金 | |
| 入院日数 | 保険金額 | 通院日数 | 保険金額 |
| 1日～5日 | 10,000円 | 1日～5日 | 5,000円 |
| 6日～15日 | 30,000円 | 6日～15日 | 10,000円 |
| 16日～30日 | 60,000円 | 16日～30日 | 30,000円 |
| 31日～60日 | 90,000円 | 31日～60日 | 45,000円 |
| 61日～90日 | 120,000円 | 61日以上 | 60,000円 |
| 91日以上 | 150,000円 | | |

(7) 許可について

重兵衛スポーツフィールド中台及びなごみの米屋ピーちゃんフィールド大谷津で飲食物の販売を行う場合は、成田市都市公園条例第3条の規定により、市長の許可を得なければなりません。また、写真や映画の撮影、展示会、集会、募金、署名活動及び興行等を行う場合は、市長の許可が必要となります。

(8) 評価に関する事項

運営上の課題等を発見し、施設の管理運営にフィードバックすることで施設の管理運営状況を向上させるため、下記のとおりモニタリングを実施します。

(ア) 指定管理者によるセルフモニタリング

運動公園等の管理運営が設置目的や基本協定書、水準書等に沿って行われているか、指定管理者自身で自己点検を実施してください。

(イ) 市によるモニタリング

市は業務の履行状況を確認するため、指定管理者が作成した報告書等に基づき、定期的にモニタリングを実施します。

(ウ) 利用者によるモニタリング

業務の履行状況の確認では知ることのできないサービスの質について把握するため、施設独自のアンケート調査や、専門業者による第三者モニタリング等、利用者の意見をよりの確に把握できる適切な手法を選択し実施してください。

(エ) 随時モニタリング

市において随時モニタリングを行う時には、協力をしてください。

2. 共通事項

(1) 施設優先予約等調整事務

市では、市内各運動施設における各種大会・教室等の年間行事について優先予約の調整を行っています。指定管理者においても、運動公園等で行われる大規模・中規模な大会の利用について、一般利用者の予約に先がけて優先予約の調整を行ってください。

(2) 予約受付及び統計業務

(ア) 予約受付業務

運動公園等の予約受付については、ちば施設予約システムにより予約受付を行っています。以下、ちば施設予約システムの抽選方法を記載します。

- ・抽選申込み

利用月の前々月 1 日～前々月 10 日まで申し込み可能です。この期間中に利用希望施設をインターネットから申請していただきます。

- ・抽選日

前々月 11 日にシステムにて自動的に当落を抽選します。

- ・当選確認

利用月の前々月 13 日～前々月 20 日までシステム上にて当落の確認が可能で、利用者は抽選により当選した場合には、この期間中に当選を確定します。当選した場合でも、この期間中に確定しなかった場合には、当選は全て無効になります。

- ・抽選期間後の通常予約は、利用月の前月 1 日からになります。

(イ) 統計業務

利用料金や利用人数など日々の集計をし、月別・施設別等の統計を取ってください。

(3) 大会等の運営の協力

大会等の開催に合わせ、事前に主催者と詳細に打合せを行い、時間外利用の対応や施設整備、駐車場対策、近隣住民への配慮などスムーズな大会運営となるよう協力してください。

(4) 施設管理業務特記事項

(ア) 重兵衛スポーツフィールド中台陸上競技場

- ・夏芝、冬芝を養生し、通年緑化により常に快適に利用できる状態を維持してください。

- ・日本陸上競技連盟公認の第 3 種競技場のため、その維持管理に努めてください。

(イ) 重兵衛スポーツフィールド中台野球場・なごみの米屋ぴーちゃんフィールド大谷津野球場

- ・日々のグラウンド整備はもちろんのこと、外野の芝刈り、スタンドやトイレの清掃等を行い、利用者が常に最良な状態で利用できるよう、特に雨天後や大会終了時などの整備は細部まで目を配り実施してください。

(ウ) 重兵衛スポーツフィールド中台テニスコート・なごみの米屋ぴーちゃんフィールド大谷津テニスコート・久住テニスコート

- ・重兵衛スポーツフィールド中台テニスコートは、月に1度砂補充や均し、側溝清掃などを実施し、必要に応じて、人工芝の張替え修繕も実施してください。
- ・なごみの米屋ぴーちゃんフィールド大谷津テニスコートのクレーコートは、月に1度ローラー転圧、冬期の塩化カルシウムの散布を実施してください。
- ・久住テニスコートは、年に1度高圧洗浄を行い、表面の汚れを取ってください。

(エ) 重兵衛スポーツフィールド中台プール・なごみの米屋ぴーちゃんフィールド大谷津プール

- ・責任者及び監視員を配置し、安全な施設の提供に努めてください。また、必要に応じて救護員を配置してください。
- ・適正な水質管理を実施し、施設の安全点検についてもチェックシートにより毎日実施してください。また、管理日報も日々作成してください。
- ・監視員等の教育は、もちろんのこと、日々管理日報を作成し、万全の管理体制で行う。
- ・プール槽の目視点検を実施し、亀裂や膨れ等が発生した場合には、速やかに市に報告してください。

(オ) 重兵衛スポーツフィールド中台球技場

- ・月1回、人工芝をブラッシングし、芝目をたてながら充填物の団結を解すと共に不陸の修正などを実施してください。

(カ) 重兵衛スポーツフィールド中台多目的広場

- ・中台の50mプールについては、水深が0m～2mまで可動する可動床を導入しています。この可動床を活用し、中台プールの営業期間外に、50mプールの水深を0mにし、プールサイドとフラットにすることで多目的広場として活用しています。
- ・多目的広場として活用している間は、プール管理棟内に管理人を配置し、施設の受付業務を行うとともに、安全点検や日常的な清掃を実施し、利用者が快適に利用できるよう管理してください。
- ・50mプール以外の25mプールや徒渉プールに利用者が立ち入ることがないようにバリケードや、防球ネットを設置してください。

(キ) 重兵衛スポーツフィールド中台・なごみの米屋ぴーちゃんフィールド
大谷津（公園施設）

・各植栽地の管理にあたっては、来園者の安全性を確保しつつ、清掃、病虫害防除、施肥、剪定、刈り込み、草刈り、控え木撤去・取替え、こも巻き、花壇管理、植物の生育や育成に必要な作業を、適切な時期や方法を選び実施してください。

・危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と除去を実施してください。

(5) 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立

利用者の安全などを確保するため、適切な防災・安全対策を講じてください。又、地震などの災害や事件などの危機事象の発生時において、市をはじめ警察・消防等との連携を取りながら適切に対応できるよう、万全の危機管理体制を確立してください。

成田市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223）第2条第1項に定める災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、市の防災対策に協力してください。なお、重兵衛スポーツフィールド中台体育館等は、避難所に指定されていますので、災害発生時には利用が制限される場合があります。

(6) 市及び教育委員会等が実施する事業への協力

市及び教育委員会が実施する事業を優先的に使用できるよう協力してください。

(7) 成田市環境方針

本市は、成田市環境方針を制定しています。指定管理者は、積極的に環境配慮活動に取り組んでください。

(8) ネーミングライツ

成田市では、新たな財源の確保及び市民サービスの向上を図るため、市の公の施設等に対する命名権（ネーミングライツ）を募集する制度を導入しています。

現在、中台運動公園に「重兵衛スポーツフィールド中台」、大谷津運動公園に「なごみの米屋ぴーちゃんフィールド大谷津」がそれぞれ愛称として使用されており、印刷物やホームページにおいて、対象施設を表示する場合は、愛称を使用しています。また、日常業務においても、愛称を使用しています。

他の運動公園等においても、指定期間中に同制度を導入し、愛称として企業名、商品名等が付けられる可能性があります。同制度の導入が決定した場合、市は指定管理者と協議を行った上で、市等の負担により、看板等の改修、パンフレット等の印刷を行うことがあります。今回募集している指定期間中に同制度を導入することとなった場合は、ご協力をお願いします。

(9) 広告事業の実施

成田市では民間企業等との連携により新たな財源を確保し、管理経費の縮減を図るため、広告物の表示を募集する事業を実施しており、現在、重兵衛スポーツフィールド中台及びなごみの米屋ぴーちゃんフィールド大谷津で広告を導入しています。広告事業については、運動公園等の一体的かつ効率的な管理運営のため、指定管理者が実施主体者となりますので、ご協力をお願いします。

(参考) 維持管理業務一覧

対象施設の名称については記載スペースの関係で、

- ・重兵衛スポーツフィールド中台を「中台」
- ・なごみの米屋ピーちゃんフィールド大谷津を「大谷津」
- ・「久住体育館」
- ・「久住テニスコート」
- ・「印東体育館」

と表記します。なお、公園内の個別の施設を指す場合には、上記の名称の後に個別施設の名称を記載することとします。

(例) 重兵衛スポーツフィールド中台の体育館⇒中台体育館

| No. | 内容 |
|-----|--|
| 1 | プール薬品の購入（中台プール、大谷津プール） 【薬品一覧】 プールの規模に応じて必要な量を調達してください。 <ul style="list-style-type: none">・ネオクロールニューS・ラヂオライトエース2号・次亜塩素酸ナトリウム・塩素安定剤A-30・DPD試薬S |
| 2 | 飲料用次亜塩素酸の購入（大谷津、久住体育館、印東体育館） 【薬品一覧】井戸水を使用している施設について、必要な量を調達してください。 <ul style="list-style-type: none">・5%バイゲンラックス・DPD試薬S300 |
| 3 | 空気清浄機「ピュアウォッシャー（株式会社クボタ）」用薬液の購入（中台体育館） <ul style="list-style-type: none">・中台体育館トレーニング室に設置しているピュアウォッシャー1台分の薬液を調達してください。 |
| 4 | 飲料水水質検査 下記のとおり水質検査を実施してください。 <ul style="list-style-type: none">・中台：年1回（9項目）・大谷津、久住体育館、印東体育館：年2回（9項目、3年に1度（次回R10年度）9項目検査及び52項目（PFOS及びPFOAに係る項目を追加）検査を実施してください。） |
| | プール水質検査（6項目+総トリハロメタン） 下記の通り水質検査を実施してください。 <ul style="list-style-type: none">・6項目検査及び総トリハロメタン・中台プール：25m、50m、徒渉プールの3か所を年3回実施（6月7月8月）・大谷津プール：50m、徒渉プールの2か所を年3回実施（6月7月8月） |

| | |
|----|---|
| | 簡易専用水道管理状況検査 <ul style="list-style-type: none"> ・中台陸上競技場、中台体育館の2か所を各年1回 |
| | 浄化槽法定検査 <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽法第11条検査（年1回） ・大谷津：2か所、久住体育館：1か所、印東体育館：1か所 |
| 5 | 消防用設備保守点検業務 <ul style="list-style-type: none"> ・機器点検1回、総合点検1回 ・中台体育館、中台陸上競技場、中台相撲場、中台野球場、中台プール、大谷津野球場、大谷津プール、久住体育館、印東体育館 |
| 6 | 機械警備 <ul style="list-style-type: none"> ・中台体育館、中台陸上競技場、中台プール管理棟、大谷津野球場 |
| 7 | 体育館清掃業務 <ul style="list-style-type: none"> ・中台体育館の日常清掃及び定期清掃 (1) 床面洗浄、ワックス塗布 6回/年 (2) 床面洗浄、ワックス塗布（観客席） 2回/年 (3) トイレ床面洗浄、ワックス塗布 6回/年 (4) 窓ガラス磨き 2回/年 <p>※令和9年度、11年度はアリーナ及び剣道場のウレタン塗布を実施。</p> |
| 8 | トレーニング機器保守点検 <ul style="list-style-type: none"> ・中台体育館トレーニング室の機器保守点検 3回/年 |
| 9 | 植木剪定、法面草刈、低木刈込業務（全施設） <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の植栽（高木、中低木、芝及び雑草等）について、美観の維持及び利用しやすい施設を提供するため、また隣地や園路内に支障とならないよう適宜実施してください。 ・農薬を使用する際には、農林水産省に登録された農薬を適切に使用してください。なお、グリホサートを含む農薬は使用しないでください。また、農薬の使用に際しては、公園利用者、近隣住民等に配慮し、散布してください。 |
| 10 | スポーツトラクター点検保守業務 <ul style="list-style-type: none"> ・中台：スポーツトラクター-E224H/ローダー-YL210/マルチプレイ MP6（東興産業株式会社） ・大谷津：スポーツトラクター-E224H/ローダー-YL210/マイティレイキ MK-1（東興産業株式会社） ・R8、R10、R12の隔年で実施。 |
| 11 | 局所清掃業務 <ul style="list-style-type: none"> ・中台プールの地下ピット水抜き、中台弓道場の人工芝清掃 ・大谷津野球場の夏の高校野球に向けた臨時清掃 ・久住テニスコートの床面洗浄 ・各施設年1回実施してください。 |

| 12 | <p>受水槽清掃業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中台体育館：受水槽 50 m³、高架水槽 15 m³、消火用補給水槽 1.5 m³ ・中台陸上競技場：受水槽 13 m³ ・大谷津：受水槽 123 m³、野球場受水槽 78 m³ ・久住体育館：受水槽 3 m³ ・各施設年 1 回実施してください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--|------|------|------|------|-------|-------------|----|----|---------|-------------|----|---|-------|-------------|----|---|-------|-------------|----|---|--------|-------------|----|---|--------|-------------|----|---|-------|-------------|----|---|-------|-------------|----|---|
| 13 | <p>浄化槽清掃業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大谷津野球場脇 440 人槽 ・大谷津駐車場脇 50 人槽 ・久住体育館 55 人槽 ・印東体育館 65 人槽 ・各施設年 1 回実施してください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | <p>浄化槽維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大谷津野球場脇 年 12 回（点検車両費、塩素滅菌剤費込み） ・大谷津駐車場脇 年 6 回（点検車両費、塩素滅菌剤費込み） ・久住体育館 年 6 回（点検車両費、塩素滅菌剤費込み） ・印東体育館 年 6 回（点検車両費、塩素滅菌剤費込み） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | <p>特定建築物定期点検業務</p> <table border="1" data-bbox="236 1059 1406 1498"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>建築物</th> <th>建築設備</th> <th>防火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中台体育館</td> <td>3 年毎（次回 R8）</td> <td>毎年</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>中台陸上競技場</td> <td>3 年毎（次回 R9）</td> <td>毎年</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>中台相撲場</td> <td>3 年毎（次回 R8）</td> <td>毎年</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>中台プール</td> <td>3 年毎（次回 R8）</td> <td>毎年</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>大谷津野球場</td> <td>3 年毎（次回 R9）</td> <td>毎年</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>大谷津プール</td> <td>3 年毎（次回 R8）</td> <td>毎年</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>久住体育館</td> <td>3 年毎（次回 R8）</td> <td>毎年</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>印東体育館</td> <td>3 年毎（次回 R8）</td> <td>毎年</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> | 施設名称 | 建築物 | 建築設備 | 防火設備 | 中台体育館 | 3 年毎（次回 R8） | 毎年 | 毎年 | 中台陸上競技場 | 3 年毎（次回 R9） | 毎年 | - | 中台相撲場 | 3 年毎（次回 R8） | 毎年 | - | 中台プール | 3 年毎（次回 R8） | 毎年 | - | 大谷津野球場 | 3 年毎（次回 R9） | 毎年 | - | 大谷津プール | 3 年毎（次回 R8） | 毎年 | - | 久住体育館 | 3 年毎（次回 R8） | 毎年 | - | 印東体育館 | 3 年毎（次回 R8） | 毎年 | - |
| 施設名称 | 建築物 | 建築設備 | 防火設備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中台体育館 | 3 年毎（次回 R8） | 毎年 | 毎年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中台陸上競技場 | 3 年毎（次回 R9） | 毎年 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中台相撲場 | 3 年毎（次回 R8） | 毎年 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中台プール | 3 年毎（次回 R8） | 毎年 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大谷津野球場 | 3 年毎（次回 R9） | 毎年 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大谷津プール | 3 年毎（次回 R8） | 毎年 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 久住体育館 | 3 年毎（次回 R8） | 毎年 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 印東体育館 | 3 年毎（次回 R8） | 毎年 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | <p>自家用電気工作物保守点検業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大谷津 月次及び年次点検 需要設備 6600V/400KVA ・中台 月次及び年次点検 需要設備 6600V/2225KVA 非常用発電装置 200V/125KVA ・久住体育館 月次及び年次点検 需要設備 200V/29KVA 非常用発電装置 200V/30KVA | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|----|---|
| 17 | <p>中台陸上競技場保守点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子機器 写真判定装置、電子音スタート発信装置、トリプルシグナルピストル、ブレスト、スターター拡声装置、超音波風速計、フィニッシュタイマー、スタート信号ケーブル ・ 陸上機器 3種競技上備品数確認、ハードル、スターティングブロック、走高跳用支柱、棒高跳用支柱、走高跳用マット、棒高跳用マット、円盤・ハンマー投げ用囲い <p>・ 年1回実施してください。</p> |
| 18 | <p>バスケットゴール保守点検業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中台体育館 移動式バスケットゴール6台 年1回 ・ 久住体育館 吊下式バスケットゴール1対 年1回 ・ 印東体育館 折畳式バスケットゴール1対 年1回 |
| 19 | <p>夜間照明保守点検業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中台陸上競技場、中台球技場、中台テニスコート、中台野球場、大谷津野球場 <p>・ 年1回実施してください。</p> |
| 20 | <p>大谷津野球場スコアボード保守点検業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準点検を年1回実施してください。(24時間電話受付費込) |
| 21 | <p>中台相撲場土俵点検業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 盛土俵部の軽微な損傷の補修 ・ 土俵周囲の軽補修 <p>・ 年1回実施してください。</p> |
| 22 | <p>中台空調機法定点検等業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中台体育館 体育館内：簡易点検3回、法定点検1回（3年に1度、次回R8） アリーナ1F（輻射パネル）：簡易点検3回、法定点検1回（3年に1度、次回R8） アリーナ2F（観客席上）：簡易点検4回、法定点検1回（3年に1度、次回R8） ・ 中台プール：簡易点検4回、法定点検1回（3年に1度、次回R8） <p>※法定点検を実施しない年は簡易点検を4回実施すること。</p> |
| 23 | <p>空調機清掃等業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 換気口清掃、エアコン洗浄、枠・ルーバー清掃、フィルター清掃 ・ 中台体育館、中台陸上競技場、中台野球場、中台プール、中台相撲場、大谷津野球場、大谷津プール、久住体育館、印東体育館 <p>・ 年1回実施してください。</p> |

| | |
|----|---|
| 24 | <p>ピュアウォッシャー定期点検業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中台体育館トレーニング室に設置している空気清浄機「ピュアウォッシャー」の点検業務 ・年2回実施してください。 |
| 25 | <p>プール害虫防除業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中台プール、大谷津プール ・シラミ、ゴキブリ、雑菌類対策 ・年2回（7月、8月）実施してください。 |
| 26 | <p>プール循環浄化装置保守点検業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中台プール <ul style="list-style-type: none"> 50mプールろ過装置（WF-1a） P A 2 0 0 - 2 2 0 A T B 50mプールろ過装置（WF-1b） P A 2 0 0 - 2 2 0 A T B 50mプールろ過装置（WF-1c） P A 1 5 0 - 2 1 5 A T B 50mプールろ過装置（WF-1d） P A 1 5 0 - 2 1 5 A T B 25mプールろ過装置（WF-2） P A 1 5 0 - 2 1 5 A T B 徒渉プールろ過装置（WF-3） P A 1 5 0 - 2 1 5 A T B 自動塩素管理装置（ナピックスKT-Mx）×4台 ・大谷津プール <ul style="list-style-type: none"> 50mプールろ過装置（WF-1a） P A 1 0 0 - 2 1 0 A T 50mプールろ過装置（WF-1b） P A 1 0 0 - 2 1 0 A T 徒渉プールろ過装置（WF-2） P A 2 4 - 2 0 3 A T 塩素滅菌装置×3台 ・プール営業前（6月中旬）及びプール営業後（9月上旬）に実施してください。 |
| 27 | <p>中台プール可動床保守点検及び床転換業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中台の50mプールは水深が0～2mまで可動する可動床を導入しています。この可動床を活用し、プール営業期間外は水深を0mにすることでプールサイドとフラットにし、多目的広場として活用しています。 ・プール期間前に床転換作業（多目的広場→プール）・水無点検・水有点検を実施してください。 ・プール期間後に床転換作業（プール→多目的広場）を実施してください。 ・水抜き時の可動床固定柱のセット、水入れ後の固定柱収納作業を含みます。 |
| 28 | <p>中台プール人工芝敷設・撤去業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プール営業期間外に50mプールの可動床を水深0mにし、可動床の上に人工芝を敷くことで多目的広場として活用しています。 ・プール期間後に人工芝の敷設、プール期間前に人工芝撤去を実施してください。 ・人工芝の敷設に合わせて、人工芝の上にフットサルコート用のテープも設置してください。 ・人工芝敷設面積 1,640 m² |

| | |
|----|---|
| 29 | <p>中台プール、大谷津プール使用前清掃・点検業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プール層内面清掃、プール層水無し点検 ・年1回実施してください。 |
| 30 | <p>中台プール券売機点検業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中台プールで使用している市の備品である券売機1台について、年1回点検を実施してください。 ※中台プールにある券売機2台の内、1台は上記のとおり市の備品。残り1台は現指定管理者がリースしているものです。なお、大谷津プールの券売機も現指定管理者がリースしているものです。 |
| 31 | <p>中台プール自動ドア保守点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中台プール管理棟入口の自動ドア1台 ・年2回実施してください。 |
| 32 | <p>中台プールターンボード及びスタート台設置業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中台プールにあるターンボード及びスタート台は現在、取り外してプール内倉庫において保管していますが、水泳大会の開催時に設置してください。 |
| 33 | <p>中台体育館害虫防除業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期施工：トラップ交換、目視点検、薬剤防除 ・点検施工（発生源対応）：トラップ交換、目視点検 ・対象：ゴキブリ ・年2回実施してください。 |
| 34 | <p>野球場整備業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中台野球場及び大谷津野球場の整地、マウンド成形等を実施してください。 ・中台野球場、大谷津野球場 混合土敷き均し工、ほぐし工、攪拌工 2,500 m² 整地工、転圧工、化粧砂散布工 3,200 m² マウンド成形、ポイント設置、塩化カルシウム散布、ピッチャープレート (RB570、RB540)、ホームベース交換 (RB160)、混合土 8 m³、洗砂 3 m³、塩化カルシウム 25 袋 ・年1回実施してください。 |
| 35 | <p>久住体育館ウレタン塗布・床及び衛生陶器清掃業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アリーナ床面洗浄、ウレタン塗布 691.2 m² ・玄関、ロビー、通路、トイレ、更衣室、事務室、談話室 洗浄、拭き上げ（磁器タイル） 47.9 m² 洗浄、ワックス塗布（弾性床材） 77.8 m² カーペットクリーニング 49 m² 男女トイレ清掃（衛生陶器含む） ・隔年（次回 R9）で実施してください。 |

| | |
|----|--|
| 36 | 久住体育館窓ガラス・雨樋・体育館ギャラリー清掃業務 ・年1回実施してください。 |
| 37 | 印東体育館床清掃及びトイレ衛生陶器清掃業務 ・床清掃 長尺シート：通路（30 m ² ）、授乳室（4 m ² ）、男女トイレ（18 m ² ）、更衣室（11 m ² ）、倉庫（3 m ² ）、会議室（75 m ² ） 磁器タイル：玄関（8 m ² ） ・アリーナ床清掃 洗浄・ワックス塗布 691 m ² ・トイレ衛生陶器清掃 男子トイレ（大1、小3、洗面2）、女子トイレ（大2、洗面2） 多目的トイレ（大1、洗面1） ・年1回実施してください。 |
| 38 | 印東体育館窓ガラス・体育館ギャラリー清掃業務 ・年1回実施してください。 |